

関西広域連合 「公設試験研究機関における機器等利用料の取扱い」について

1 趣旨及び概要

関西広域連合においては、工業系の公設試験研究機関（公設試）について、広域連合府県内企業の利便性向上を図るとともに、施設・設備の効率的・効果的な運用を図るため、機器等利用料について、自府県企業と同一料金を適用する。

これにより、現在、他府県企業に割増料金を設定している4府県（滋賀・京都・和歌山・徳島）においては、広域連合府県内企業の利用に限り、割増を解消する。

2 施行日

平成24年4月1日

3 徳島県の対応

「徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例」第9条第4項の規定に基づき、使用料及び手数料の割増料金分を減額する。

※第9条第4項

「知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。」

（参考）

「府県外企業」に対する利用料の割増状況（現状）

滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	徳島県
2倍	1.5倍	なし	なし	1.2倍	2倍